

議案第 28 号

山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

消防団員退職報償金支払額表

（単位：円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第28号参考資料

山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正後								改正前						
別表（第2条関係） 消防団員退職報償金支払額表 (単位：円)								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 (単位：円)						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以 上10 年未 満	10年以 上15年 未 満	15年以 上20年 未 満	20年以 上25年 未 満	25年以 上30年 未 満	30年以 上35年 未 満	35年以 上		5年以 上	10年以 上	15年以 上	20年以 上	25年以 上	30年以 上
団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1,079, 000	団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000
副団 長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1,009, 000	副団 長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000
分団 長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000	分団 長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000
副分 団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000	副分 団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000

部長	204,	283,	358,	438,	564,	734,	934,
及び	000	000	000	000	000	000	000
班長							
団員	200,	264,	334,	409,	519,	689,	789,
	000	000	000	000	000	000	000

部長	204,	283,	358,	438,	564,	734,	
及び	000	000	000	000	000	000	
班長							
団員	200,	264,	334,	409,	519,	689,	
	000	000	000	000	000	000	